新たな事業（新日自事業（仮称））について①

資料２－３
（別紙７）

背景

＜身寄り問題に関して＞

- 単身世帯の増加が見込まれる中、頼れる身寄りがいないことにより抱える生活上の課題への対応（※）が必要とされている。

※日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務など、これまでは家族・親族等が担ってきたと考えられる支援等。

- こうした課題への対応の一つとして、「高齢者等終身サポート事業」があるが、費用が高額となることもあり、一定程度の収入・資産がなければ利用が困難である等の課題がある。このため、資力が十分にない者も利用できる事業が求められている。
- また、身寄りがない高齢者等の生活上の課題に対応した事業は、資力の有無に関わらず利用できるようにすべきとの指摘もある。

＜成年後見制度の見直しに関して＞

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき等）等に基づき、現在、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。
- 同計画では、成年後見制度の見直しまでの間も、総合的な権利擁護支援策の充実等が求められており、地域福祉における新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援(※)の検討が求められている。

※判断能力が不十分な人(本人)に対し、日常的な金銭管理や、入院・入所手続支援等の各種生活支援サービスの利用支援を行うとともに、社会生活における意思決定を支援するための取組 等

頼れる身寄りがいない高齢者等も、判断能力が不十分な人も、人生の最期まで安心して歳を重ね、自分らしく地域で自立した生活を送るためには、日常的な金銭管理支援、福祉サービス等の利用支援、入院・入所手続支援などの生活支援や、死後事務の支援が必要という点は共通しており、今後、こうした支援を、全国どこでも・誰もが安心して利用できるようにする方策が必要。

新たな事業（新日自事業（仮称））について②

事業のイメージ

○　身寄りのない高齢者等や判断能力が不十分な人を主な対象として、第二種社会福祉事業の「福祉サービス利用援助事業」の内容を見直し、以下のⓐ～ⓤを主な内容とする事業を実施する。

ⓐ日常生活の支援（日常的な金銭管理に関する支援（書類預かりを含む）、福祉サービス等の利用等に関する支援（手続支援、苦情解決制度の利用を含む）、（左記に付随した）定期的な訪問による生活変化の察知　等）

ⓘ入院・入所等の円滑な手続支援（緊急連絡先の指定、入退院時の付き添い、入退院時の支払代行手続　等）

ⓤ死後事務の支援（葬儀、納骨、家財処分の手続支援（履行確認含む）、官公庁等での手続　等）

○　原則として資力に応じた利用料とし、資力が十分にない者は、無料・低額で事業を利用できるようにする。

○　利用に当たっては、本人（又は代理人）と契約を締結する。契約に当たっては、本人が締結しようとする契約の内容と結果を認識し判断する能力を有していることが必要とする。【現行の福祉サービス利用援助事業と同様の考え方】

○　利用者本人への意思決定支援を確保する必要がある。

○　信頼性を高め、利用者にとって安心して利用できるようにするため、事業の実施主体において、外部の第三者による運営監視を確保する。

※　担い手拡充のため、事業の実施主体に制約を設けないが、地域で少なくとも１事業者が実施する方策を検討する。

中核機関の位置付け及びその業務等について

背景

○　今後、成年後見制度が適切な時機に必要な範囲・期間で利用できる制度に見直された場合、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、地域における成年後見制度以外の他の支援による本人に対する支援の可否等について情報提供を行うことができる法定の機関の存在が求められている。

○　また、各市町村において「中核機関」の整備が進められているが、「中核機関」には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上でも課題がある。

社会福祉法における対応方針

○　次のような市町村の役割を、法律上に規定することを検討する。

・　（今後の成年後見制度の見直しの内容次第では、）市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答することとすること。

・　また、地域福祉において成年後見制度の利用を含めた権利擁護の支援が進展するよう、市町村は、以下の㋐㋑に掲げる業務を実施するよう努めることとすること。

　㋐　権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。

　㋑　協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う。

・　家庭裁判所からの意見照会への対応、及び上記㋐㋑の業務を実施する機関として、市町村は「中核機関(仮称)」を設置することができるようにすること（個人情報を扱うため職員に守秘義務を課す）。（注1・2）

（注1）「中核機関(仮称)」を委託して設置することができるほか、広域単位での設置も可能とする。

（注2）「中核機関(仮称)」の名称について、引き続き、検討を行う。

・　加えて、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすること（構成員に守秘義務を課す）。

中核機関（仮称）の位置付け及びその業務等について（イメージ図）

社会福祉法上、市町村は以下の業務を実施する機関として「中核機関(仮称)」を設置できることとする。

㋐　権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。

㋑　協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う。

㋒　（今後の成年後見制度の見直しの内容次第では、）家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了の判断に当たって意見を求められた場合に、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う。

（注）中核機関を設置していない市町村においては、市町村自ら㋐㋑の業務を実施するよう努めるとともに、㋒に対応することとなる。

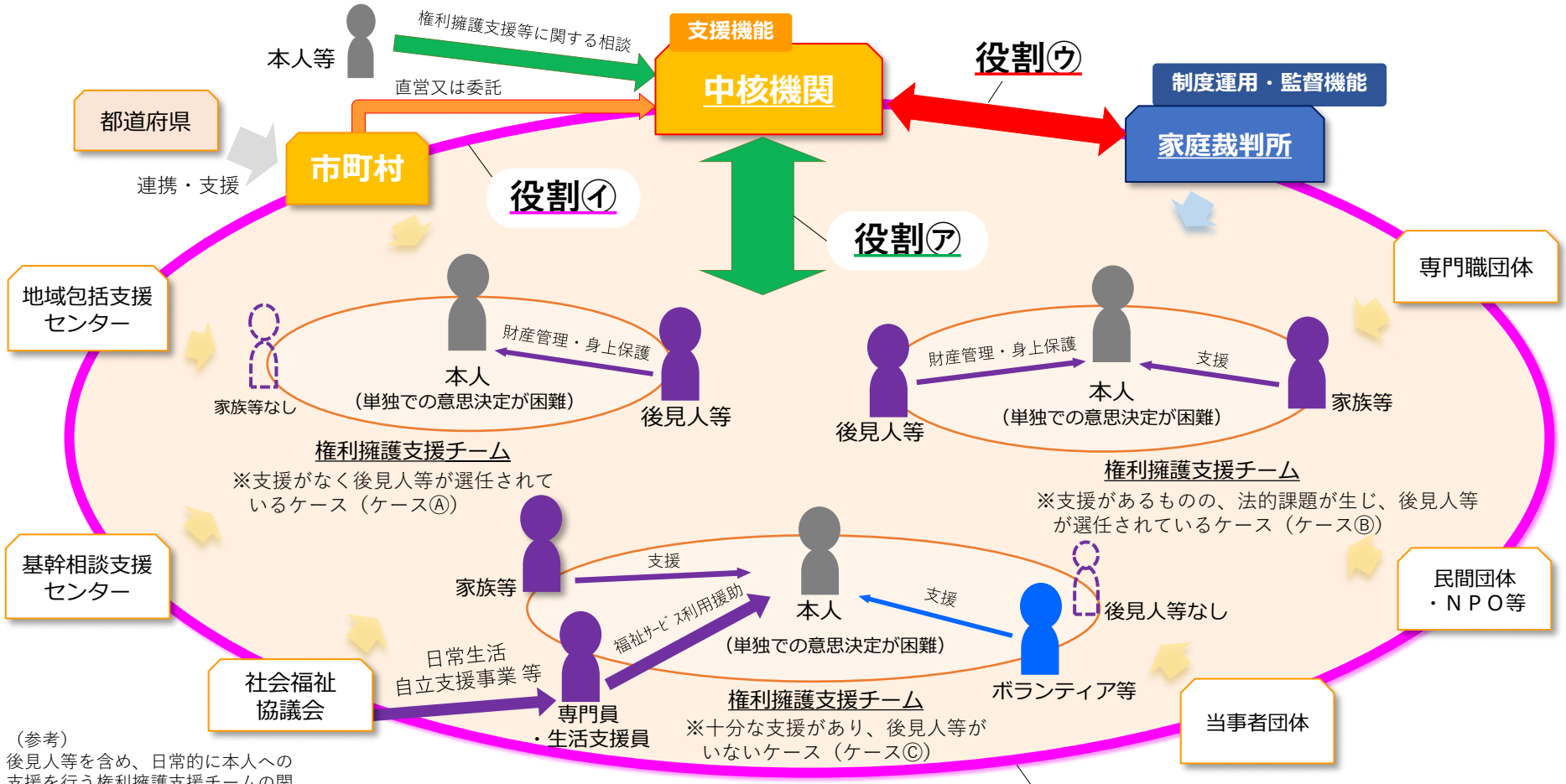

（参考）
後見人等を含め、日常的に本人への支援を行う権利擁護支援チームの関係者は、チームとなって本人に対する意思決定支援を行うことが重要。

権利擁護支援の地域連携ネットワーク